

# 委託業務内容

## 1 委託業務名

銚子市企業・起業家誘致推進事業

## 2 目的

本事業は、地方で新たに事業展開や拠点設置を検討している企業・起業家の誘致を推進することにより、銚子市内における民間投資の喚起や雇用機会の創出のほか、地域産業の振興と地域経済の活性化に資することを目的とするものである。

## 3 履行期間

契約締結日の翌日から平成31年3月20日まで

## 4 業務内容

- (1) 受託者は、本事業を実施するうえで必要な範囲において、銚子市の地域資源、執務環境や生活環境、地域特性等を調査する。
- (2) 受託者は、本市に進出可能性のある企業・起業家を誘致ターゲットとして設定し、本市の魅力発信、事業PR、アプローチ、視察対応・個別相談、必要に応じてお試しサテライトオフィス等を活用した執務・生活環境のお試し体験の機会等を提供する。
- (3) 受託者は、次の数値を目標として本事業を実施する。  
事業展開及び拠点設置を検討する企業・起業家への個別視察を伴う相談対応件数：20者以上
- (4) 受託者は、本事業を実施するにあたって、必要に応じて銚子市が実施する他の創業支援及び企業・起業家誘致推進事業等と連携するとともに、関係機関・団体等に対する協議・調整・活動支援を行う。
- (5) 受託者は、本事業の参加者のニーズを調査し、銚子市が企業・起業家の誘致推進を継続して実施するうえで、効果的な提案を記載した実施報告書を作成する。

## 5 実施体制

本事業の実施に当たり、総括責任者を1名配置することとする。また、事業の一部を再委託する場合には、委託先及び業務の内容について銚子市と協議することとする。

## 6 関係書類の提出

受託者は、次の関係書類を作成し、提出するものとする。

### (1) 業務計画書

受託者は、銚子市と協議のうえ、本事業の実施方法、実施体制及びスケジュール等を明記した業務計画書を提出し、銚子市の承認を受けなければならない。また、業務計画書に変更が生じる場合は、事前に銚子市の承認を得るものとする。

### (2) 実施報告書

受託者は、本事業についての実施報告書を提出するものとする。

(3) その他

受託者は、銚子市からの指示に基づき、適宜、必要な書類を作成し、提出するものとする。

7 業務の適正な実施に関する事項

(1) 個人情報保護

受託者は、銚子市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等に基づき、その取扱いに十分に留意し、個人情報保護に必要な措置を講じなければならない。

(2) 危機管理

本事業を行うに当たっては、様々な障害、事故、災害などの緊急事態が発生した場合においても、業務の遂行に支障をきたすことが無いよう十分な対応策及び緊急時の体制を整備すること。

8 その他

(1) 本事業の実施に当たっては、関係法令を遵守するとともに法令上の責任を負うものとする。

(2) この仕様書に定めのない事項又は解釈に疑義が生じた事項については、銚子市と受託者が協議の上、別途定めるものとする。